

山口きらら博記念公園指定管理者募集要項

山口きらら博記念公園の公園施設（以下「公園施設」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び山口県立都市公園条例（昭和48年山口県条例第3号）第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

県では、「山口きらら博記念公園を拠点とした県民の活力の創出・発信」を掲げ、交流拠点化に向けた取組を進めていくこととしており、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」を令和6年3月に策定したところです。

このビジョンに沿って公園へ新たな機能を導入することを目指しており、指定管理者の募集においては、交流拠点化に資する施設整備等の提案を幅広く求めます。

第1 事業内容に関する事項

1 指定管理者制度の導入の目的

指定管理者制度の導入により、公園施設の管理について、県民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とします。

2 公募の概要

(1) 公園施設の概要

都市公園の名称	山口きらら博記念公園
位置	山口県山口市阿知須
面積	約130.3ha
設置目的	「山口きらら博」を記念するとともに、「新しい健康づくり文化」の創発拠点とする。
主な公園施設	多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広場、多目的広場、ビーチバレー場、水泳プール、きららメモリアル、月の海、太陽の丘、トリムの広場、大芝生広場、2050年の森、駐車場など
今後整備を予定している施設	フラワーガーデン、インクルーシブに配慮した遊び空間 など

※各施設の概要は、別添資料1「山口きらら博記念公園 公園施設概要」を参照してください。

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、応募者から収益施設等を設置する提案があり、都市公園法による「設置管理許可」（許可期間10年）として認められる場合には、指定管理者の指定期間を最長10年間まで設定することができることとします。（設置管理許可の申請者には、応募者と協力して事業を実施す

る者も含む。)

(3) 指定管理者の募集方法及び選定方式

公募により募集し、応募者から提出された事業計画書等の内容を審査して指定管理者の優先交渉権者を選定します。

(4) 審査方法

山口きらら博記念公園指定管理者選定委員会を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の内容の審査を行います。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、山口県のホームページにおいて公表します。

(6) 協定の締結

指定管理者の優先交渉権者の選定後、当該優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、議会の議決を経て、当該優先交渉権者が指定管理者として指定された後に協定を締結します。

(7) 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

(担当窓口：都市計画課調整班大野、野村)

TEL 083-933-3720 (直通) FAX 083-933-3749

E-mail a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

なお、業務の具体的内容及び管理の基準は、別添「山口きらら博記念公園指定管理者業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に定めるとおりとします。

(1) 公園施設の使用日又は使用時間の変更に関すること

(2) 都市公園内における行為の許可に関すること

(3) 公園施設の使用の許可に関すること

(4) 許可の取消し、効力停止、条件変更に関すること

(5) 公園施設の利用に関すること

(6) 施設及び設備の維持管理に関すること

4 リスク分担

山口県と指定管理者のリスク分担は、別表「山口県と指定管理者のリスク分担表」のとおりとし、詳細は、山口県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、山口県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとしします。

5 管理に要する経費等

(1) 利用料金

ア 山口きらら博記念公園は利用料金制を採用しますので、指定管理者は、有料公園施設の利用料金及び物品の販売等の都市公園内における行為に係る利用料金を自らの収入として収受し、公園施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。

イ 利用料金の額は、山口県立都市公園条例に定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍までの範囲内の額で、指定管理者が山口県知事の承認を受けて定めるものとします。

ウ 指定管理者は、県が予め示す基準のほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、山口県と協議し、承認を得た上で、利用料金を減免することができます。

エ 電気代等の高騰に伴う指定管理料の不足分のうち、通常のものを超える部分については、毎年度、県と指定管理者が協議し、その分担の取扱いを決定します。

(2) 指定管理料

ア 利用料金収入のほかに、公園施設の管理運営に要する経費に充てるため、山口県は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料（委託料）を支払います。

指定管理料上限額（5年間の場合）	2,810,000,000円
指定管理料上限額（10年間の場合）	5,694,000,000円
指定管理料上限額（令和7年度）	502,800,000円
指定管理料上限額（令和8年度以降の各年度）	576,800,000円

（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金等の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額をもとに、山口県と指定管理者とが締結する協定において定めます。

また、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度別協定」を締結して定めるものとします。

ウ 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。また、指定管理者の経営努力により生じた利益については、当該利益の額があまりにも過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。

エ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに支払います。支払の時期及び方法については、別途協定において定めます。

(3) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分

して経理するとともに、専用の口座で管理してください。

第2 事業の適正な実施に関する事項

1 責任の所在等

(1) 責任の所在

指定管理者は、本管理業務の主体として、そのすべてについて責任を負い、適正に実施していただきます。

(2) 業務の全部委託の禁止

本管理業務の一部を山口県知事の承認を得て第三者に委託することは可能ですが、業務の全部を第三者に委託することはできません。

(3) 他の業務の実施

指定管理者が、本管理業務以外の業務を実施する場合、それらを相互に関係をもたせてはなりません。本管理業務を独立した体制・形態で実施していただきます。

(4) 法令等の遵守

公園施設の管理運営業務の実施に当たっては、次の法令等を遵守してください。

ア 都市公園法（昭和31年法律第79号）、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）

イ 地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）

ウ 山口県立都市公園条例、山口県立都市公園条例施行規則（昭和48年山口県規則第27号）

エ 個人情報保護に関する法律（平成15年山口県条例第57号）、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）

オ 労働基準法（昭和22年法律第49号）、その他職員の労働条件に関する法規

カ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他施設の維持又は設備の保守に関する法規

キ 警備業法（昭和47年法律第117号）

ク 山口県暴力団排除条例（平成22年山口県条例第37号）

ケ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

コ その他公園施設の管理運営に関する法規

(5) サービスの向上

公園施設を適正に管理するとともに、公園利用者に対するサービスの向上を常に図り、公園利用者数の増加に努めてください。

2 事業評価

(1) 年間事業報告書等

指定期間中は、以下の年間事業報告書等を提出していただき、それらをもとに山口県が事業評価を実施します。

＜年間事業報告書等の種類＞

- ア 月次業務報告書
- イ 四半期次業務報告書
- ウ 年間事業報告書

(2) 様式

年間事業報告書等の様式は、別途山口県と指定管理者との間で締結する協定において定めます。

(3) 評価項目

評価項目は以下の事項を予定していますが、最終的には協定において定めることとします。

- ア 利用実績
- イ 管理に係る業務の実施状況
- ウ 修繕箇所報告
- エ 利用状況の分析
- オ 収支決算
- カ 自己評価

(4) 業務の水準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、山口県が是正勧告を行い、改善がみられない場合は、指定を取り消すことができます。

3 業務の継続が困難となった場合等の措置

(1) 協定又は業務仕様書の解釈についての疑義又は業務仕様書に定めのない事項が生じた場合の措置

山口県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、山口県は指定の取消しができます。この場合、山口県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者は新たに指定された指定管理者又は山口県が円滑かつ支障なく公園施設の管理運営業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由により業務の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力等、山口県及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、その結果業務の継続が困難であると

判断した場合は、山口県は指定の取消しができます。なお、その場合指定管理者は、新たに指定された指定管理者又は山口県が円滑かつ支障なく公園施設の管理運営業務を遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとしします。

第3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

指定管理者選定のスケジュールは次のとおりとします。

(1) 公募の公告	令和6年 6月18日 (火)
(2) 募集要項等配布	令和6年 6月18日 (火) ~ 10月11日 (金)
(3) 図書の見学	令和6年 6月18日 (火) ~ 10月11日 (金)
(4) 質問の受付	令和6年 6月18日 (火) ~ 9月25日 (水)
(5) 現地説明会	令和6年 7月 9日 (火)
(6) 応募の受付	令和6年 6月18日 (火) ~ 10月11日 (金)
(7) 書類審査	令和6年10月下旬頃
(8) ヒアリング	令和6年11月上旬頃
(9) 優先交渉権者の決定	令和6年11月上旬頃
(10) 議会の議決	令和6年12月中旬頃
(11) 指定管理者の 指定の公示	令和6年12月下旬頃
(12) 業務の引継ぎ 及び業務実施に 当たっての研修	令和7年1月~
(13) 年度別協定の締結	令和7年3月
(14) 業務開始	令和7年4月1日 (火) ~

2 応募者の資格要件

(1) 応募者に必要な資格に関する事項

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

ア 主たる事務所を県内に有しているか、又は設置する予定があること。

イ 法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

(イ) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

エ 法人等の代表者が暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

オ 暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

カ 山口県における地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げたものでないこと。

キ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

（2）共同体による応募

ア 複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）による応募も可能です。その場合は、グループ全体を統括する代表団体を決めてください。

イ 代表団体を含む全ての構成団体は（1）イ～キに掲げる要件のいずれにも該当する必要があるとともに、構成団体のうち1団体以上は（1）アの要件を満たす必要があります。

ウ 単独で応募する法人等は、共同体の構成団体として応募することはできません。また、共同体で応募する法人等は、他の共同体の構成団体として応募することはできません。

エ 応募書類提出後の共同体の代表団体又は構成団体の変更は、原則として認めません。

オ 共同体による応募の場合、協定の締結にあたっては、共同体の構成団体全てを協定当事者とします。選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同体の構成団体全てが負うこととなります。

（3）その他

この手續に参加した者が、山口県から業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領若しくは清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止又は山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けることとなった場合は、当該法人等又は当該法人等が構成団体である共同体は、審査の対象とせず、又は指定を行わないことがあります。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間

令和6年6月18日（火）から同年10月11日（金）まで
（配布時間：午前9時から午後5時まで）

※ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、配布しません。

イ 配布場所

(ア) 山口市滝町1番1号山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（担当窓口：都市計画課調整班）

※ 都市計画課における配布は、募集要項のみとします。

※ 他の文書等については、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室ホームページからダウンロードしてください。

(イ) 山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/256/>

(ウ) 事業計画書等の様式については、aに掲げる事項を明記の上、電子メールで山口県土木建築部都市計画課（bに掲げるメールアドレス）あて請求してください。折り返し事業計画書等の様式を電子メールで送付するとともに、応募する際の整理番号をお知らせします。

a 様式請求時の記載事項

(a) 法人その他の団体の名称

(b) 主たる事務所の所在地

b 請求先メールアドレス

a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 図書の閲覧

公園施設の図面等関連図書の閲覧を希望される場合は、次により閲覧が可能です。（図書の貸出しは行いません。）

ア 閲覧期間

令和6年6月18日（火）から同年10月11日（金）まで（休日を除く。）

（閲覧時間：午前9時から午後5時まで）

イ 閲覧場所

山口市滝町1番1号 山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（山口県庁11階）

※ 建築年次が古い公園施設の図面については、機器の更新が図面に反映されていないもの又は図面が欠落しているものもありますので、予めご了承ください。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

ア 受付期間

令和6年6月18日(火)午前9時から同年9月25日(水)
午後5時まで

イ 提出書類

質問がある場合は、質問書(第1号様式)に記入の上、FAX又は電子メールにより提出してください。

※ 電話、来訪などの口頭による質問は受け付けません。

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室ホームページにおいて公表し、順次更新します。なお、最終回答は令和6年9月30日(金)までに公表します。

※ 回答公表の際、質問者が明示されることはありません。

※ 回答が遅れる場合は別途ホームページにおいてお知らせします。

(4) 公募に係る説明会の開催

ア 開催日時

令和6年7月9日(火)午後1時から

イ 開催場所

山口市阿知須10509番50 山口きらら博記念公園多目的ドームセミナールーム2(予定)

ウ 内容

(ア) 募集要項及び業務仕様書の説明

(イ) 公園施設の説明

エ 参加者

1団体2名まで

オ 参加申込み

参加を希望する法人等は、令和6年7月1日(月)午後5時までに説明会参加申込書(第2号様式)をFAX又は電子メールにより提出してください。

カ その他

説明会への参加は任意であり、参加しないことで選定上不利になることはありません。

なお、オに掲げる期限までに参加申込みをした法人等がなかった場合は、説明会は開催しません。

(5) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和6年6月18日(火)から10月11日(金)まで
(受付時間:午前9時から午後5時まで ※休日を除く。)

イ 応募書類

次に掲げる書類を提出してください。

区分	提出書類名	提出部数
ア 管理業務に関する書類	(a) 事業計画書 (第3号様式の1) (b) 事業計画書総括表 (第3号様式の2) (c) 事業提案書 (第3号様式の3) (d) 収支予算書 (第4号様式) ※ 各書類とも留意事項をよく確認すること。	正本1部 副本10部
イ 応募者に関する書類	(a) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類 (b) 公園施設又は類似施設の管理業務実績 (第5号様式) (c) 直近3事業年度の事業報告書又はこれらに類する書類 (d) 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書 (販売費及び一般管理費の計算内訳、完成工事原価報告書等、経費の明細が分かるものを添付すること。) 又はこれらに類する書類	正本1部 副本10部
	(e) 法人等の役員名簿 (第6号様式) 及び履歴書 (履歴書は様式任意。ただしA4用紙使用のこと。)	正本1部
イ 応募者に関する書類	(f) 法人にあつては、次に掲げる書類 i) 法人の登記事項証明書 ii) 国税 (法人税、消費税及び地方消費税) について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書 (納税証明書「その3の3」) iii) 山口県の県税 (全税目) について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書	原本1部
	(g) 法人格のない団体にあつては、代表者の次に掲げる書類 i) 国税 (所得税、消費税及び地方消費税) について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書 (納税証明書「その3の2」) ii) 山口県の県税 (全税目) について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書	

	iii) 個人県民税について滞納がないことが確認できる市町村長の納税証明書	
	(h) 共同体にあっては、次に掲げる書類 i) 共同体結成届出書(第7号様式) ii) 共同体結成協定書又はこれに類する書類 iii) 構成団体ごとの団体概要書(第8号様式) iv) 構成団体ごとの上記イ(a)～(g)に該当する書類 ※ 既存の共同体については、すべての構成団体のiv)に係る書類の提出を求めないケースもありますので、事前にお問い合わせください。	正本1部
	(i) 誓約書(第9号様式)	正本1部

ウ 提出場所

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室
(担当窓口：都市計画課調整班)
TEL 083-933-3720 (直通)

エ 提出方法

応募書類の提出方法は、提出場所への持参又は郵送とします。

(ア) 持参の場合

提出書類に所要事項を記載の上、受付期間中に持参してください。

(イ) 郵送の場合

a 書留郵便としてください。なお、当日消印有効とします。

b 受付期間中に、次の事項を電子メールで都市計画課あて連絡してください。

(a) 応募者の名称及び主たる事務所の所在地

(b) 投函した日

4 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 優先交渉権者の選定

ア 資格審査

応募書類の提出後、山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室において、応募者の応募資格要件の適否について審査を行います。

イ 山口きらら博記念公園指定管理者選定委員会による審査

山口きらら博記念公園指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。

審査に当たっては、提出された事業計画書等について、書類審査及びヒアリングを実施した上で、協議検討を行います。

委員は、学識経験者、財務専門家、利用者代表及び公園設置者の各分野から選任することとしています。

※ 応募者が多数の場合、書類審査により、ヒアリングを実施する法人等を決定します。

※ ヒアリング日程については、別途連絡します。

ウ 審査基準、審査項目及び配点

審査基準、審査項目及び配点は、次のとおりとします。

審査基準	審査項目	審査の観点	配点
公園施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること	○応募団体の概要、応募理由 ○公の施設の基本的なあり方に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・応募動機、意欲 ・公の施設についての認識が適切か 	30
	○山口きらら博記念公園の管理運営に当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・「山口きらら博記念公園みらいビジョン」を理解し、交流拠点化に資する管理運営方針がとられているか ・指定管理者制度の趣旨、役割を的確に理解しているか ・行政、地域と協調して円滑な運営が図られる方針がとられているか ・法令を遵守する姿勢又は能力を有しているか 	
	○公共サービスの提供についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス提供について明確な意識を有していると同時に公共サービスの向上が図られる方針がと 	

		られているか	
	○平等な利用確保のための方策	・公園利用者の平等利用が確保できる方策が具体的に提案されているか	
公園施設の効用を十分発揮するとともに、公園施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること	○運営に当たっての基本方針	・運営に当たっての方針が山口きらら博記念公園にふさわしく、かつ明確にとられているか ・応募者の能力と運営方針が適合しているか（実現可能な指針か）	4 5
	○利用料金額の提案	・公園施設利用者の利便性という観点から妥当か	
	○利用促進のための方策 ・公園施設の利用促進 ・自主事業の展開	・公園利用者へのサービス向上が図られ、実現可能な内容か ・効果的な広報宣伝を行うとともに、イベントを積極的に誘致・開催する方針が取られているか	
	○利用者のニーズ把握と管理運営業務へのフィードバック	・利用者のニーズ把握に努める意欲があり、実現可能な内容か	
	○苦情対応のための方策	・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応でき、実現可能な内容か	

	○維持管理に当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理水準を保持する明確な方針がとられているか ・応募者の能力と維持管理方針が適合しているか（実現可能な方針か） 	25
	○維持管理のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・植物管理 ・施設管理 ・備品管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務について、維持管理業務を適正に実施できる方策が具体的にとられているか 	
	○施設修繕に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費が過去の実績と比較して適正といえるか ・明確な方針がとられており、適正な修繕の実施が担保されているか 	
	○効率的・経済的な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減が図られる方策が具体的に提案され、実現可能な内容か 	30
	○収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画は適正で実現可能か 	
安定した管理を行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること	○職員の配置、職務分担	<ul style="list-style-type: none"> ・公園全体をマネジメントする観点から、業務執行に適した人員配置や、業務を円滑に推進できる職務分担が提案されているか（各種施設管理、来園者へのサービス、広報・宣伝、イベント誘致、イベント主催者との調整など） 	40

	○職員の研修計画等	・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の機会が計画されているか	
	○応募者の経営状況	・応募者が経済的に安定している団体であるか	
	○管理実績	・公園施設の管理にどの程度実績があり、安定した管理が期待できるか	
公園利用者の安心・安全確保を図るものであること	○危機管理対応	・危機管理に係る意識・能力を有しており具体的な方策が提案されているか	30
	○公園利用者の安全確保	・公園施設利用者の安全確保に明確な方針がとられており具体的な方策が提案されているか	
	○個人情報の保護	・個人情報の保護について明確な方針がとられており具体的な方策が提案されているか	
公園の機能向上を図るものであること	○「山口きらら博記念公園みらいビジョン」の具現化につながる方策	・新たに導入する施設の件数や内容等の提案が魅力的で、公園の交流拠点化に資するものであるか	50
合 計			250

注 配点は委員1人当たりのものであり、合計は250点×5人＝1,250点となる。

エ 選定

山口きらら博記念公園交流拠点化推進室長は、選定委員会の報告を受け、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、応募した法人等に対して速やかに通知します。

また、審査の経過及び結果は、山口県のホームページ等で公表し、その主な内容は次のとおりです。

公表項目
応募者数
指定管理者候補者の名称
その他の応募者の名称
指定管理者候補者の総得点
その他の応募者の総得点
審査結果（選定理由、提案に対する評価）
全応募者からの提案額
全応募者からの事業計画総括表（第3号様式の2）（公表用）

(3) 優先交渉権者との協議

山口県は、協定の締結に向け、優先交渉権者との細目協議を行います。優先交渉権者との協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者と協議を行います。

(4) 指定管理者の指定

協議成立後、山口県議会に対し、優先交渉権者を指定管理者とする旨の指定管理者の指定に関する議案を上程し、議決後に山口県知事が指定管理者に指定します。

(5) 指定管理者との協定締結

協議に基づき協定を締結します。内容は、業務仕様書に定めるとおりです。

5 応募に関する留意事項

(1) 使用言語等

書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(2) 費用の負担

応募に係る経費については、すべて応募者の負担とします。

(3) 失格の条件

次のいずれかに該当する場合、失格となることがあります。

- ア 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 応募書類の様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

- キ この要項に定められた手法以外の手法により、本件募集事務関係者に応募に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- (4) 応募書類の取扱い
- ア 提出された応募書類の著作権は、応募した法人等に帰属します。ただし、山口県が指定管理者の選定過程や指定管理者の決定の公表等のため必要とする場合は、応募書類の全部又は一部を無償で使用し又は複製できるものとします。
- イ 提出された応募書類は、返却しません。
- ウ 受付期間終了後における応募書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- エ 本要項において求める内容以外の書類については、受理しません。ただし、山口県が必要に応じて追加書類を求めることがあります。
- オ 提出された書類は、山口県情報公開条例に基づく開示請求の対象となります。
- (5) 応募の辞退
- 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（第10号様式）を提出してください。
- (6) 主たる事務所を設置する予定の法人等が応募する場合の取扱い
- 主たる事務所を設置する予定の法人等が応募する場合は、令和6年10月11日（金）までに、主たる事務所を設置したことを証明する書類（法人（共同体の構成員の法人を含む。）の場合は登記事項証明書）を提出してください。
- (7) 提案金額に係る取扱いについて
- 応募者の提案金額により適正な業務の履行が確保できるか否かを判断するため、第4号様式（添付資料を含む。）以外に調査票の提出を求めることがあります。様式及び提出期限は別途通知しますが、期限内に資料の提出がない場合、審査の際に減点の対象とします。